

# 上山市教育振興基本計画

令和 6 年 3 月

上山市教育委員会

## ■ 市章



「上山」の文字をデザイン化し、上山温泉郷のルーツともいえる鶴を型どったものです。

同時に種子から萌え出ようとする力を表わし、未来への躍進を象徴しています。

【昭和 30 年 5 月制定】

## ◆ 市のはな「キク」



市内には観賞用から食用まで多くの種類のキクが栽培されています。市制 20 周年を機に市民からの公募で選ばれました。

## ◆ 市の木「アララギ」



アララギ派歌人齋藤茂吉にゆかりの深い樹木で、イチイ科の常緑針葉高木です。市内の各所に見事な老樹名木を見ることができます。市制 20 周年を機に市民からの公募で選ばれました。

## ◆ 市の鳥「コサギ」



きれいな川や水田に生息するこさぎの別名は「白鷺」。白く清楚なイメージが城のまちにふさわしいことから、市制 40 周年を記念して市の鳥に選ばれました。

## ◆ 市の花木「上ノ山麒麟」



大正期から全国の愛好者に名声を馳せた上山固有の伝統的なサツキの品種であり、市制 60 周年を記念して市の花木に制定されました。

## ごあいさつ

市民の皆様には、日頃より、子どもたちの健全育成や安全安心で豊かな学びづくり、また、豊かな自然や文化芸術、スポーツ活動を通じた生きがいや地域づくりにご尽力を賜り心から感謝申し上げます。

さて、少子高齢化や経済のグローバル化の進展、A I（人工知能）やデジタル技術、インターネットの普及による情報化社会の到来は、これまでの私たちの生活様式や価値観をも変える時代を迎えています。

戦後日本は、一生懸命に働いて、経済的に豊かになり、科学技術の進歩とも相まって、“物質的な豊かさ”と“生活の利便性”を手に入れた一方で、これからは“生き甲斐”とか“心の豊かさ”を満たした幸せづくりが求められている時代であるとも言えます

このような中、令和5年6月に閣議決定された国の第4期教育振興基本計画では、その基本理念として、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根ざしたウェルビーイング（Well-being）の向上」が示されました。また、今後の8年間を展望した「第8次上山市振興計画」（令和6年3月）では、本市の将来像を「つながりつなげる いろどりのまち かみのやま」とするまちづくりの目標が掲げられました。これらと同期し、教育委員会として、本市がめざす学校教育や社会教育、スポーツや文化芸術等の振興に係る「上山市教育振興基本計画」を策定いたしました。

変化の激しい先行き不透明な時代がありますが、この計画が、今後の教育施策の“羅針盤”となり、本市が目指す学校教育並びに生涯学習・社会教育について市民の皆さんと共有し、ふるさと上山を愛し、夢と志をもって、共に豊かな地域や未来社会を拓く人づくりを推進してまいります。

今後とも、学校や地域、保護者、関係機関・団体等の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月25日

上山市教育委員会

教育長 横戸 隆

# 目 次

ごあいさつ

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 計画の構成と期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## 第2章 教育を取り巻く社会情勢

- 1 人口の減少と少子高齢化の進行・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 家族形態や地域社会の変化・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 急速な技術革新と教育環境の変化---(Society5.0)の到来 ・・・ 8
- 4 教育課題の多様化・複雑化・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 持続可能なまちづくりとSDGs ・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 6 これからの社会により求められる資質・能力・・・・・・・・ 10

## 第3章 計画の基本理念と基本方針（第3期教育等の振興に関する大綱）

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

## 第4章 主要施策と具体的な取組み

### 基本方針1 いのちを大切にし、豊かな感性と健やかな体を育成します

- 1-1 いのちの教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 1-2 豊かな心と健やかな体の育成・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 1-3 体験活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

### 基本方針2 学ぶ楽しさを実感する魅力ある学校づくりを推進します

- 2-1 「一人ひとりの可能性をひらく確かな学力」の育成・・・・・・・・ 19
- 2-2 安全・安心で信頼される学校づくりの推進・・・・・・・・ 20
- 2-3 グローバル社会における人材育成・・・・・・・・ 21
- 2-4 多様な教育ニーズに対応した教育の推進・・・・・・・・ 22



**基本方針3** 時代に対応した教育環境を整備します

- 3-1 教育・校務DXの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 3-2 教育環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 3-3 学校規模適正化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

**基本方針4** ふるさに誇りをもち、元気な地域づくりを推進します

- 4-1 地域の特色を活かした活動の充実・・・・・・・・・・26
- 4-2 学校を核とした地域づくりの推進・・・・・・・・・・27
- 4-3 生涯学習環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 4-4 家庭教育と地域教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・29

**基本方針5** 地域に潤いと活力を与える文化芸術とスポーツを推進します

- 5-1 文化財愛護による地域づくり・・・・・・・・・・29
- 5-2 文化芸術の環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・30
- 5-3 生涯にわたるスポーツ活動の推進・・・・・・・・・・31
- 5-4 競技力向上に向けたスポーツ環境の整備・・・・・・・・31
- 5-5 スポーツを通じた地域活性化の推進・・・・・・・・32

**【資料編】**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

平成18年12月に教育基本法が改正され、その理念を実効あるものとするため、国においては教育振興基本計画を策定し、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきています。なお、地方公共団体には国の策定した計画を踏まえつつ、地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定することが努力目標とされています。

また、平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、市長と教育委員会が教育の課題やあるべき姿を共有し教育行政を推進するため、教育大綱を定めることが義務づけられました。

本市教育委員会では、これまで、本市のまちづくりの指針である「上山市振興計画」や平成28年3月から策定した「上山市教育等の振興に関する大綱」を踏まえ、学校教育の推進、生涯学習の推進、文化芸術の振興・文化財の保存活用、スポーツ活動の推進など多様な教育施策を進めてきました。

一方で、教育を取り巻く環境の変化は、少子高齢化が一層進行するとともに、地域コミュニティの変化、子どもの貧困問題、SDGs<sup>\*1</sup>への取り組み、ICT<sup>\*2</sup>など技術革新の進展など社会状況の大きな変化に伴い、学校教育や社会教育における課題も明らかになってきています。

こうした社会状況の変化に対応するとともに、これまでの教育施策の成果と課題、市民ニーズ等を踏まえながら、中長期的視点に立ち、更なる教育行政の推進を図るため、本市が目指す教育の指針となる次期教育大綱と一体となった「上山市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を体系化し策定するものです。

---

SDGs<sup>\*1</sup> : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略語、2015年に第70回国連総会において、加盟する193ヶ国すべてが、2030年までの達成を目指す国際公約として全会一致で採択されたもの。17の目標と169のターゲットから成る。

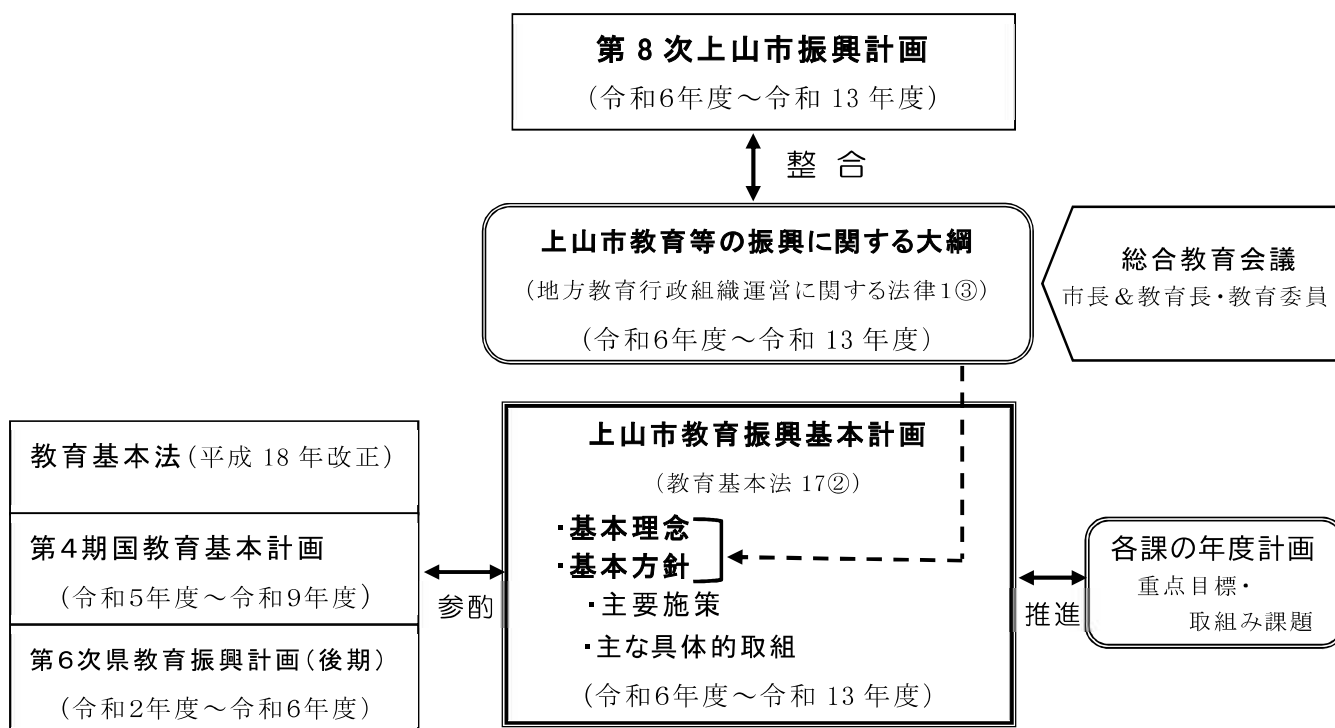
ICT<sup>\*2</sup> : Information and Communication Technology (情報通信技術) の略語、情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する「地方公共団体の振興のための施策に関する基本的な計画」について、国の「第4期教育振興基本計画」「第6次山形県教育振興計画」を参酌し策定するものです。

また、令和2年に策定した第7次上山市振興計画（後期計画）における「教育に関する大綱」の成果と課題を総括し、今日の社会状況や今後求められる教育などを踏まえ、上位計画である「第8次上山市振興計画」と整合を取り、新たに「上山市教育振興基本計画」を策定するものです。

本計画の位置づけを下図に示します。



### 【関連計画】

- 上山市学校施設長寿命化計画(令和2年度～令和42年度)※5年毎見直し
- 上山市第2次子ども読書活動推進計画(令和2年度～令和6年度)
- 上山市スポーツ振興計画(平成27年度～令和6年度)
- アスリートヴィレッジ整備構想(平成6年度策定)
- 国史跡羽州街道檜下宿金山越整備基本計画(令和3年度策定)※5年毎見直し

## 3 計画の構成と期間

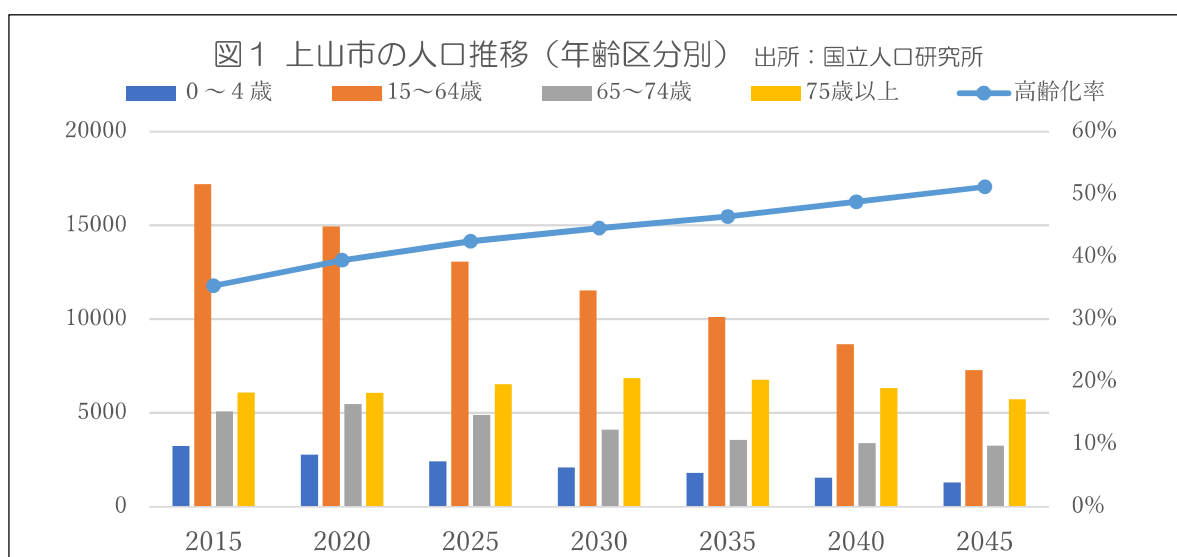
本計画は、基本方針となる教育大綱部分と具体的施策の計画とで一体的に構成し、令和6年度を初年度として令和13年度までとする8年間の計画とします。

なお、市の上位計画である「第8次上山市振興計画」、社会情勢の変化や市民ニーズ等に合わせ、必要に応じて見直すこととします。

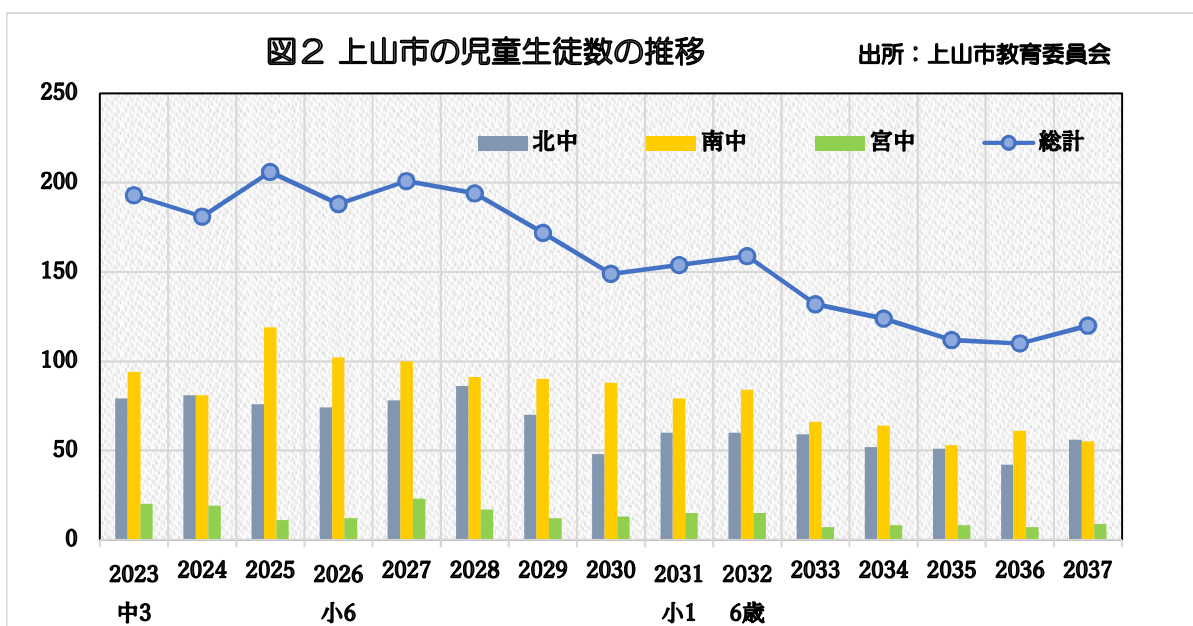
## 第2章 教育を取り巻く社会情勢

### 1 人口減少と少子高齢化の進行

本市の総人口は、昭和35年(1960年)の40,383人をピークとして、昭和60年頃から年少人口と生産年齢人口の減少が始まり、令和2年(2020年)時点での高齢化率は39.4%と少子高齢化が進行しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和12年(2030年)の人口は24,311人と大幅な減少が見込まれ、高齢化率も40%を超えると予想されます。



また、本市の児童生徒数は、上山市統廃合実施計画（案）を策定した平成21年(2009年)で2,684人でありましたが、令和5年(2023年)では1,634人まで減少し、今後5年間の推計で約20%の減少が見込まれます。 【図2参照】



将来の少子化に対応した適切な教育環境の整備や、一人ひとりが社会の担い手として活躍する地域づくり・人づくりが喫緊の課題となっています。本市の将来を展望したまちづくりと共に、未来を担う子どもたちの望ましい学びの場を早急に整備することが必要です。

## 2 家族形態や地域社会の変化

核家族化やライフスタイルの多様化などにより、地域社会における人々のつながりが希薄化しており、家庭・地域の教育力の低下、世代間交流や多様な体験の機会の減少などで、地域への愛着や誇りに対する意識の低下が懸念されています。

子どもから高齢者まで、多様な一人ひとりの個性・命を尊重し、地域づくりに自分ゴトとして積極的に参加し、健康で生きいきとした暮らしづくりが求められています。そのために、本市の豊かな自然や食、歴史的史跡など地域の宝を有効に活用するとともに、一人ひとりが積極的に地域と関わり、自主性や社会性を育む多世代に通じる学習の機会の提供や地域のスポーツや文化芸術活動の一層の充実を図る必要があります。子供たちの健全な育成と地域社会の発展に向けて、学校や地域、家庭、関係機関が連携し、地域全体で支え合うコミュニティ活動の一層の推進が求められています。

## 3 急速な技術革新と教育環境の変化

技術革新の進展により、全ての人とモノがインターネットを介してつながり（IoT<sup>\*3</sup>）、様々な知識や情報が共有され、人工知能（AI）などによって新しい価値やサービスが次々に生み出される「Society5.0<sup>\*4</sup>」という新たな社会の到来が予想されており、未知なるこれまで経験したことのない課題に、主体的・協働的・創造的に対応できる人材の育成が求められています。

---

IoT<sup>\*3</sup>：Internet of Thingsの略称で「モノのインターネット」と訳されます。センサーや機器、住宅、車、家電製品などのモノがインターネットに接続され、モノ同士が相互に情報交換できる仕組みを指す。

Society5.0<sup>\*4</sup>：第5期科学技術基本計画において、日本が目指すべき未来社会の姿狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（同 2.0）、工業社会（同 3.0）、情報社会（同 4.0）に続く社会であり、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合したシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会と定義

このような中、本市においてもGIGAスクール構想<sup>\*5</sup>の実現に向け、各小・中学校でICTの機器整備や活用等による「教育の情報化」や情報システムの活用による「校務の情報化」を推進しています。児童生徒が、これからの社会において必要となる情報活用能力や情報モラルなどの資質・能力を身に付けるための教育活動の実践が行われると共に、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させていくことが求められています。

また、グローバル社会やAI（人工知能）が進展する現代社会においては、多様な人と人との対話や協働作業による価値創造が求められます。教育活動全体を通じた言語活動と探究的な学びの一層の充実を図り、コミュニケーション力や社会性の育成、学びのインセンティブ（内発的動機づけ）を醸成する取組が必要であります。

#### 4 教育課題の多様化・複雑化

いじめや不登校など増加傾向にあり、自尊感情や自己有用感の育成と共に学校に行きたい、学校で学びたいと思う魅力ある学校づくりが一層求められています。学校における主体的・対話的で深い学び（いわゆるアクティブラーニング）による授業改善や総合的な学習の時間の学習指導の充実、一人ひとりの成長を育む支援的生徒指導の充実に向けた取組と共に、地域や家庭、関係機関と連携し社会全体で取り組むことがますます重要となっています。

また、専門家や家庭との連携のもと、子どもの権利の保障と平等な教育機会の確保という観点から、児童生徒一人ひとりに適切に対応できるインクルーシブ教育<sup>\*6</sup>の充実に向けた体制整備が求められています。

さらに、子どもの成長に大きな影響を及ぼす幼児期からの家庭教育、社会性や自立性の育成に欠かせない遊びと体験活動の充実と共に、中学校部活動の地域移行や教育の質を高める視点からの教職員の働き方改革などに喫緊の課題として取り組む必要があります。

---

GIGA スクール構想<sup>\*5</sup>：GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略。

「児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想」です。

インクルーシブ教育システム<sup>\*6</sup>：障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に学ぶ仕組み

## 5 持続可能なまちづくりとSDGs

SDGsは、世界中で起きている気候変動や貧困等、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対し、国際社会全体で持続可能で、精神的・身体的・社会的な幸福を目指すウェルビーイング（Well-being）を理念に掲げ、世界共通の17の目標と169のターゲットが示されています。

本市においても、第8次上山市振興計画にSDGsの理念を取り入れ、本市の実情に合わせた多様な取り組みを行うことで、同計画の目標とともにSDGsの目標を達成していくことを目指しています。教育現場においても、SDGsの理念、一人ひとりの幸せと社会全体の幸せを目指すウェルビーイングと持続可能な開発のための教育（ESD<sup>\*7</sup>）の視点に立った取り組みが求められています。

現在、市内小中学校で行われているSDGsに関わる学習や児童・生徒会活動の一層の推進を図り、地域や社会の様々な課題を自らの問題として捉え、主体的に行動する子どもたちの育成が求められています。

## 6 これからの社会により求められる資質・能力

時代が変わっても変わらぬ不易なもの、命の尊厳、生きる力、道徳性、理観、思いやりや誠実性などの修養と共に、AI（人工知能）の登場やグローバル化の進展に伴い、これまでの価値観やライフスタイルが大きく変化する中において、よりこれからの社会において求められる力として、次のような資質・能力があげられます。

- **いのち(人格)を尊重し、多様な人々が協働し支え合い豊かな社会を築く力**  
＜多様性の尊重・自尊感情・自己有用感・共感性・寛容性・コミュニケーション力・言語活用能力など＞
- **夢や志をもち、生涯にわたって学び、未知なる課題に挑戦し新たな価値を創る力**  
＜主体性・知的好奇心・探究心・時間的展望・創造性・チャレンジ力・グリッド(やり抜く力)・情報活用力・批判的思考力など＞
- **ふるさとを愛し、主体的に地域コミュニティや社会の発展に貢献する力**  
＜郷土愛・共創性・協働性・ボランティア精神・情報発信力・レジリエンス(しなやかさ)など＞

---

ESD<sup>\*7</sup>: Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳される。

## 第3章 基本理念と基本方針（第3期教育等の振興に関する大綱）

### 1 基本理念

第2章で示した教育を取り巻く社会情勢を踏まえ、これまでの基本理念を継承しつつ、ふるさと上山の自然や歴史文化を生かしながら、未来に夢や希望をもって、人と人がつながり、地域とつながり、世界を見つめ、共に学び、共に支え合い、共に持続可能で豊かな地域や未来社会を拓く人づくりが、今求められています。

このような観点から、本計画における基本理念を次のように定めます。

**ふるさとを愛し 夢と志をもち 共に未来を拓く人づくり**

～ 笑顔溢れる“ウェルビーイング\*“をめざして～

\*ウェルビーイング（Well-being）：身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念  
<「第4期教育振興基本計画」(令和5年6月)より >

#### ○ ふるさとを愛し

“ふるさと”という言葉には、生まれ育った土地<故郷>、古くに栄えた里<古里>、かつて住んだことのあるところ<郷里>、そして<我が家>という様々な意味があります。そのような“ふるさと”は人生の拠り所でもあります。本市にある豊かな自然や地域固有の歴史や文化、伝統、偉人について理解を深め、ふるさと上山の良さを知り、上山に生まれ育ったことに自信と誇りをもって、未来の社会に羽ばたき、ふるさとを愛し活躍する人づくりを目指します。また、これからのグローバル社会や教育DXの一層の進展に伴い、他地域との交流や地球規模での課題に目を向け、ふるさと上山を考えられる人づくりを目指します。

#### ○ 夢と志をもち

「I have a dream ……」、米国キング牧師の有名な演説での言葉です。夢を持つことは行動のエネルギー源であり、その実現に向けて志（目標）をもつことは、豊かな学びや生き活きとした生活にも繋がるものです。その夢や希望、志は、身近な自然や文化、多様な人とのふれあい等の体験により培われるものであり、見たり、聞いたり、試したりしながら、夢を育み、志をもって様々なことに挑戦し、生涯を通して学ぶ楽しさを実感し主体的に行動できる人づくりを目指します。



## ○ 共に未来を拓く人づくり

これからは、「いかに一人ひとりの主体性と社会における多様性を高めていくか、想定外の事象と向き合い対応する力や不透明な未来社会を切り拓く力をどう涵養していくか」が求められています。自立した人間や創造性に富んだ人間の育成を図りながら、地域社会の一員として自分たちにできることに主体的に参画し、自分の幸せと共に、自分の周りの人たちの幸せをつくる“ウェルビーイング (Well-being)”をめざし、笑顔あふれる上山を共に創る心豊かな人づくりを目指します。

図3に基本理念がめざす概念図を示す。

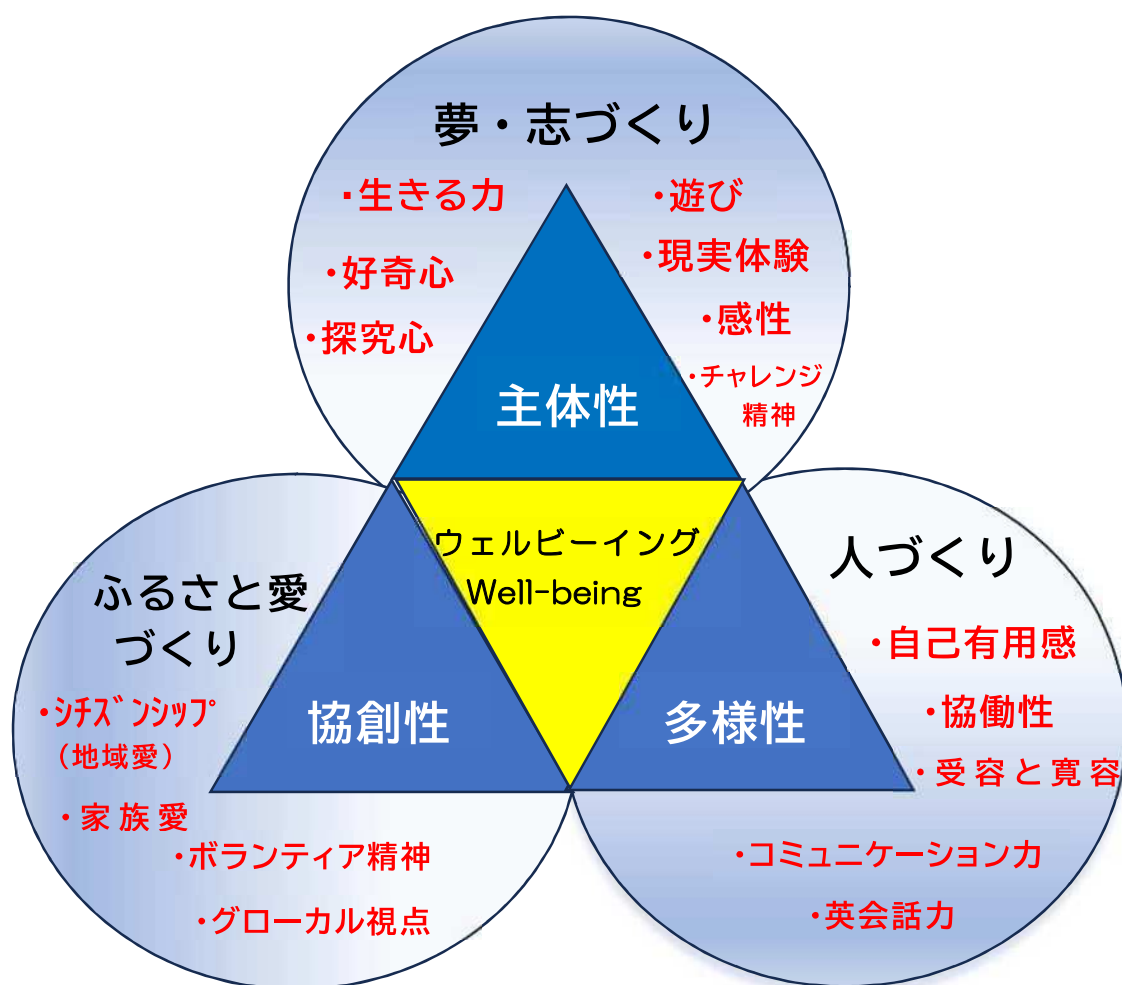


図3 基本理念がめざす概念図

### 【基本理念の基盤となる3つのキーワード】

- 主体性：自分の頭で考え、判断・選択し、責任をもって行動すること
- 多様性：様々な異なる特徴・特性をもつ人が共に存在し認め合うこと
- 協創性：多様な立場の人々と対話しながら共に新しい価値を生み出すこと

## 2 基本方針

この基本理念を具現化するために、5つの基本方針を示します。

### (1) いのちを大切にし、豊かな感性と健やかな体を育成します

受け継がれてきた命によって生を受け今の私たちが在ること、その尊い生命を大切にし、夢と志を持って、自らを高め逞しく生きる“いのち輝く上山っ子”を育成します。

そのために、上山の豊かな自然・文化・スポーツ等を活かした多様な人と人のふれあいによる体験を通し、豊かな感性と健やかな体を育みます。

### (2) 学ぶ楽しさを実感する魅力ある学校づくりを推進します

学ぶとは、自分の生き方をつくることです。義務教育はその礎をつくる時期であり、一人ひとりの可能性を拓く「確かな学力」を育成します。

そのために、仲間や集団、社会の中で自分がどのような役割を果たすのか。よりよい生き方、幸せとは何か。といったことを子どもたちに主体的に考えさせ、夢と志をもって様々なことに挑戦し、学びが楽しいと実感できる学校づくりを推進します。

また、特別な支援を要する子どもや増加傾向にある不登校児童生徒などの学びの場を確保し、一人ひとりの成長を支援するインクルーシブ教育システムを推進します。

### (3) 時代に対応した教育を支える環境整備を推進します

少子化による児童生徒の減少は、様々な教育活動の活力や人間形成にも影響を及ぼすことが懸念されています。学校における適切な学校規模を確保し、お互いが切磋琢磨しながら、対人関係形成力や社会性などの資質・能力を育成するため、体験的に生き活きと活動ができる教育環境を整備します。

### (4) ふるさとに誇りをもち、元気な地域づくりを推進します

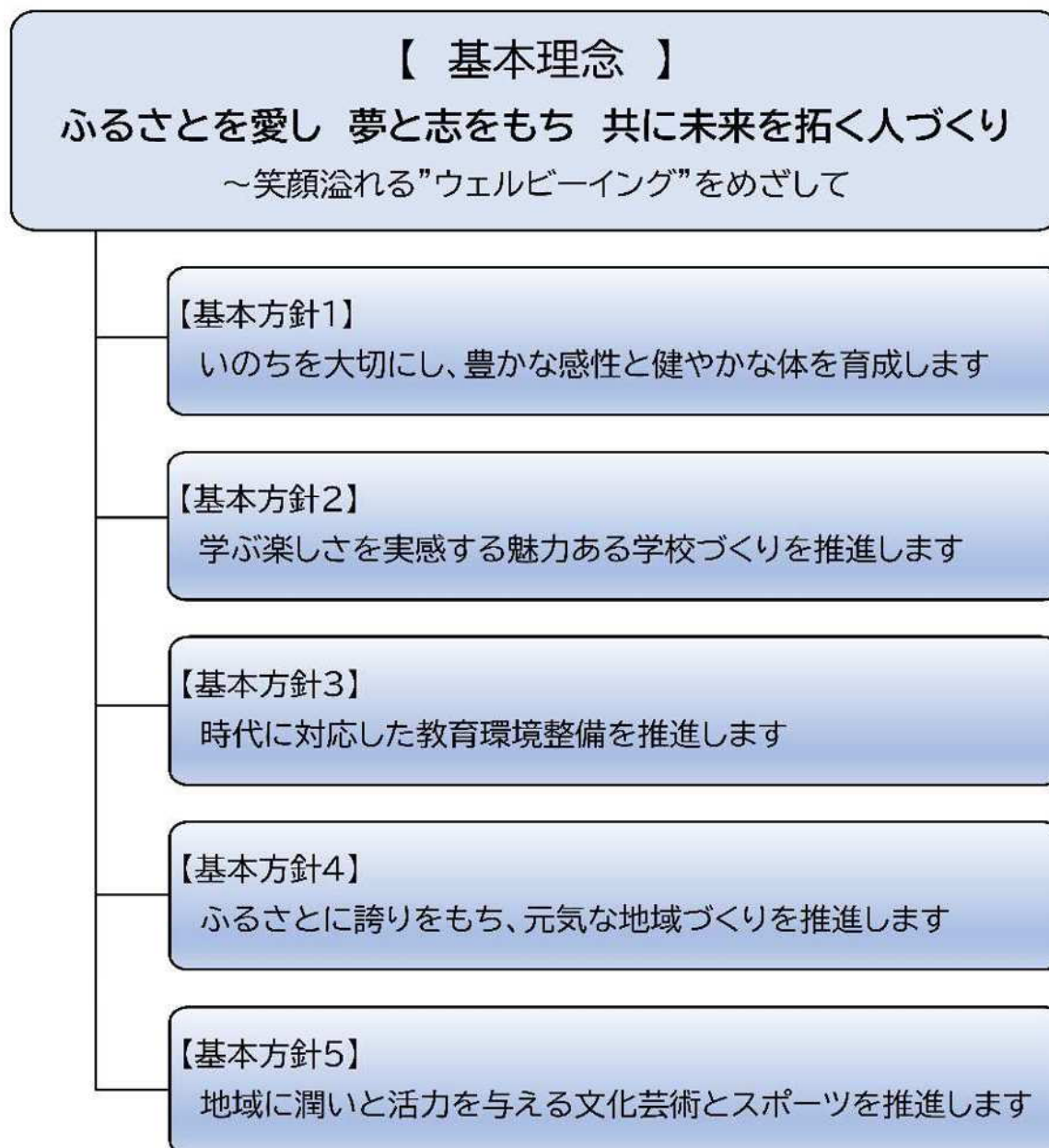
本市は、城下町・宿場町・温泉町として栄えた歴史的史跡や偉人、伝統文化、さらに、蔵王の麓の豊かな自然に育つ様々な美味しいお米や果物など、様々な地域の宝が身近にあります。これらの地域資源を活かしながら、自分たちの手で創ることの喜びやコミュニティを通して、元気な地域づくりを推進します。

### (5) 地域に潤いと活力を与える文化芸術とスポーツを推進します

これからの社会にあっては、健康で心豊かに生きがいを持って日々の暮らしを営むために、好きなことや興味関心のあることに積極的に挑戦し、人と人とのふれ合いやコミュニケーションを通じた活動の充実を図ることが大切です。

そのために、既存の団体による文化芸術とスポーツの一層の充実した活動を推進すると共に、潤いと活力を図る公共施設等の整備を推進します。

### 3 施策の体系



※この体系図は、第3期上山市教育等の振興に関する大綱の位置付けを示し、次項は、基本方針毎の主要施策等の体系を示すものです。

【基本方針】	【主要施策】	【主な具体的取組】
<p><b>基本方針1</b></p> <p>いのちを大切に、豊かな感性と健やかな体を育成します</p>	<p>1-1 いのちの教育の推進</p> <p>1-2 豊かな心と健やかな体の育成</p> <p>1-3 体験活動の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育の充実</li> <li>・いじめ等への対応、人権教育の推進</li> <li>・発達支持的生徒指導の推進</li> <li>・読書活動の推進と魅力ある図書館づくり</li> <li>・幼児期からの基本的な生活習慣の確立</li> <li>・学校保健、学校給食、食育の充実</li> <li>・学校体育の充実、高度化</li> <li>・地域で青少年育成を支える環境づくり</li> <li>・中学校部活動の地域移行の推進</li> <li>・自然・文化芸術・社会体験活動の推進</li> <li>・他地域との交流事業の推進</li> <li>・産学官連携の推進</li> </ul>
<p><b>基本方針2</b></p> <p>学ぶ楽しさを実感する魅力ある学校づくりを推進します</p>	<p>2-1 「一人ひとりの可能性をひらく確かな学力」の育成</p> <p>2-2 安全・安心で信頼される学校づくりの推進</p> <p>2-3 グローバル社会における人材育成</p> <p>2-4 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中連携教育の推進</li> <li>・「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善</li> <li>・一人ひとりの主体的な学びを促す支援の充実</li> <li>・学校運営協議会と連携した特色ある学校づくりの推進</li> <li>・親和的な学級づくりの推進</li> <li>・危険予知・回避能力の育成</li> <li>・教員の働き方改革の推進</li> <li>・小中学校における英語教育の推進</li> <li>・英語によるコミュニケーション機会の創出</li> <li>・ESD（持続可能な開発のための教育）の推進</li> <li>・インクルーシブ教育システムの推進</li> <li>・不登校児童生徒の学びの場や機会の保障</li> <li>・教育相談支援体制の強化</li> </ul>
<p><b>基本方針3</b></p> <p>時代に対応した教育環境整備を推進します</p>	<p>3-1 教育・校務DXの推進</p> <p>3-2 教育環境の整備</p> <p>3-3 学校規模適正化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校のICT環境の充実とシステムの最適化</li> <li>・ICTを活用した教員の指導力向上とサポートの充実</li> <li>・校務におけるICT活用の推進</li> <li>・情報セキュリティ・情報モラルの確立</li> <li>・学校長寿命化計画の見直し改訂</li> <li>・教育効果を高める環境改善工事の継続</li> <li>・安全、防犯対策の実施</li> <li>・安全安心な学校給食のための学校給食センターの運営</li> <li>・小中学校の規模及び配置の適正化についての検討</li> <li>・教育環境の施設整備に関わる調査研究</li> </ul>
<p><b>基本方針4</b></p> <p>ふるさとに誇りをもち、元気な地域づくりを推進します</p>	<p>4-1 地域の特色を生かした教育活動の充実</p> <p>4-2 学校を核とした地域づくりの推進</p> <p>4-3 生涯学習環境の整備</p> <p>4-4 家庭教育と地域教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土愛を育むふるさと学習の推進</li> <li>・短歌教育の推進</li> <li>・児童生徒主体の特色ある学校づくりの推進</li> <li>・CSと一体となった地域学校協働活動の推進</li> <li>・地域の活力を生む生涯学習活動の推進</li> <li>・多様な体験を通じた人材の育成</li> <li>・学校・家庭・地域との連携による心豊かな子どもの育成</li> </ul>
<p><b>基本方針5</b></p> <p>地域に潤いと活力を与える文化芸術とスポーツを推進します</p>	<p>5-1 文化財愛護による地域づくり</p> <p>5-2 文化芸術の環境づくり</p> <p>5-3 生涯にわたるスポーツ活動の推進</p> <p>5-4 競技力向上に向けたスポーツ環境の整備</p> <p>5-5 スポーツを通じた地域活性化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的な文化財の適正な保存と管理</li> <li>・地域と連携した文化財の利活用の推進</li> <li>・文化芸術団体の育成と活動の支援</li> <li>・斎藤茂吉のふるさとづくり</li> <li>・誰もがスポーツに親しむ機会の創出</li> <li>・子どものスポーツ活動の推進</li> <li>・スポーツ施設の環境整備</li> <li>・トップアスリートの発掘・育成と強化支援</li> <li>・スポーツ指導者の養成・活用</li> <li>・スポーツを通じた交流の推進</li> <li>・蔵王坊平アスリートヴィレッジ整備構想の推進</li> </ul>



## 第4章 主要施策と具体的取り組み

### 基本方針1 いのちを大切にし、豊かな感性と健やかな体を育成します

#### 1-1 いのちの教育の推進

##### ■現状と課題

子どものよりよい発達を支えるために、学校では意図的なあいさつ、言葉がけ、励まし、賞賛、対話等を通して児童生徒理解に努めたり、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養えるよう働きかけたりしてきました。

その一方で、いじめの認知件数や不登校児童生徒の増加、子どもを取り巻く家庭内の問題の多様化・複雑化等の現代的な課題に直面しています。

学校だけでなく子どもを支える全ての大人が、児童生徒の健全育成という広い視野で連携・協働することにより、子どもが安心できるよりよい環境をつくっていくことが必要です。また、子ども一人ひとりが「自分は大切にされている」という自己存在感、「他者に役立ち、認められた」という自己有用感を育めるよう、支えていく必要があります。

##### ■主な具体的取組

#### (1) 道徳教育の充実

- ・ 道徳教育は教育活動全体を通じて行い、道徳科の時間においては、ねらいを明確にし、「考え、議論する道徳」を意識した実践を工夫し、内面に根ざした豊かな心を育んでいきます。

#### (2) いじめ等への対応、人権教育の推進

- ・ いじめ防止のため、児童生徒の人権意識を育成するとともに、学校いじめ防止基本方針に基づき、組織的な相談・対応体制を機能させ、いじめなどの兆候に対する危機感を共有することにより、いじめの未然防止と「未発見・未解決ゼロ」を目指します。

#### (3) 発達支持的生徒指導の推進

- ・ 生徒指導の実践においては、課題予防や早期対応といった課題対応の側面だけでなく、すべての児童生徒が自発的・自主的に自らを発達させていくことを尊重します。さらに、学校や教職員がいかにそれを支えるかとい

う発達支持的生徒指導の側面に重点をおいた働きかけを進めます。

## 1-2 豊かな心と健やかな体の育成

### ■現状と課題

学校や保育園等で「早寝・早起き・朝ごはん」や「ノーメディア・アウトメディアデー」の取組み等による生活習慣の確立をPTAや家庭とともに進めてきました。また、教育委員会では「第2次子ども読書活動推進計画」を策定し、学校、保育園・幼稚園、市立図書館等と連携した取組みを推進しています。体育面においては、運動能力向上をめざし、「1学校1取組」により各校が課題に応じて改善を進めています。

基本的な生活習慣の確立は学校や保育園・幼稚園での充実した学びや遊びの土台となります。また、想像力や思考力、豊かな感性を読書や読み聞かせを通して育んだり、さまざまな動きを学びや遊びの機会に経験したりすることで、子どもの心と体の調和のとれた発達が期待されます。

また市立図書館では、自主的な学びの場、読書活動の振興を担う機関として、地域の文化・知的情報の拠点として、社会のニーズと地域の実情に即した運営に取り組んできました。

### ■主な具体的取組

#### (1) 読書活動の推進と魅力ある図書館づくり

- ・ 第2次上山市子ども読書活動推進計画を踏まえ、進んで読書に親しみ、読書の習慣を身に付ける具体的な取組を、教育活動全体で展開します。
- ・ 図書資料等を計画的・体系的に収集し、所蔵資料の充実を図り、利用者の多様なニーズや課題に対応することで、読書活動を推進します。
- ・ 子ども達が読書を通して感性を磨き、豊かな想像力や思いやりの心をはぐくみ、人間性を養うことができるよう、読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実を図ることで子どもの読書活動を推進します。
- ・ 生涯学習の拠点施設として、地域関連講座や企画展等を開催し、学びの機会を提供するとともに、図書館来館のきっかけづくりを行い、生涯学習を推進します。

## (2) 幼児期からの基本的生活習慣の確立

- ・ 情報端末等に接する機会の拡大による生活時間の変化等の状況も踏まえつつ、学校（園）における指導や家庭・地域への働きかけにより、基本的生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる活動を展開します。

## (3) 学校保健、学校給食、食育の充実

- ・ 運動や食事、睡眠等の生活習慣と心身の健康とのつながりや病気の予防について理解し、生涯にわたる心身の健康の保持増進のために自己管理する能力を育みます。
- ・ 毎日の給食をはじめ、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、心身の健全な発達に資するため、食育を推進します。

## (4) 学校体育の充実、高度化

- ・ 体育の授業の充実を図り、発達の段階に応じた指導内容や指導方法を工夫し、運動能力向上を目指した授業を展開するとともに、仲間と楽しく集団で協力し合いながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性を育成します。

## (5) 地域で青少年育成を支える環境づくり

- ・ 青少年の健全育成を進めるため、ボランティア活動を行うジュニアリーダーの養成や活動支援に取り組みます。
- ・ 青少年の健全育成の輪を市民に広めるため、青少年育成関係団体と連携を図り、青少年を地域全体で守り育てる環境づくりに努めます。

## (6) 中学校部活動の地域移行の推進

- ・ 生徒の多様なニーズを考慮し、地域の関係団体と連携して多種多様なスポーツ・文化活動を選択できる環境整備づくりを目指し、部活動を段階的に地域移行できるよう進めます。

### 1-3 体験活動の充実

#### ■現状と課題

これまで、学校教育指導の方針の中に、総合的な学習の時間や各教科等に豊かな体験の場を位置付け、たくましい心の育成を目指してきました。

総合的な学習の時間において、設定した課題に対して、フィールドワーク等を取り入れ、地域と関わる中で解決を目指す探究的な取り組みが見られます。

また、中学生の市内各事業所における職業体験学習では、事前学習から、体験後の振り返りを通して、深い学びとなっています。

さらに、毎年優れた文化芸術を鑑賞し、豊かな感性を育む機会としてきました。

活用しきれていない地域資源は豊富にあり、加えて、教育のDXの推進により、他地域との距離が縮まっています。大学や企業と連携を図り、求められる資質能力を育むための体験活動を推進していきます。

## ■主な具体的取組

### (1) 自然・芸術文化・社会体験活動の推進

- ・ 各学校の創意工夫を生かしながら、地域教育活動全体を通じて適切に体験活動を位置づけ、各教科・特別の教科道徳・特別活動、総合的な学習の時間等の目標が達成できるようにします。

### (2) 他地域との交流事業の推進

- ・ 宮城県名取市など国内外の姉妹都市、友好都市のほか災害時相互応援協定都市などとの交流事業を推進していきます。

### (3) 産学官連携の推進

- ・ 地域や企業、NPO、大学等の人材や場を積極的に活用し、自分の生き方を探したり、考えたりできるようなキャリア教育を系統立てて推進し、自立と社会参加に向けて必要な資質や能力を育成します。

## 基本方針2 学ぶ楽しさを実感する魅力ある学校づくりを推進します

### 2-1 「一人ひとりの可能性をひらく確かな学力」の育成

## ■現状と課題

中央教育審議会答申において、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくか、どのような社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身につけられるようにすることや、汎用的な能力の育成を重視する世界的な潮流を踏まえつつ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することが求められています。

本市の全国学力・学習状況調査の結果、全国平均を上回っている教科はあるも



の、「授業は楽しい」と回答する児童生徒の割合が全国平均と比較し低い傾向にあることや読解力に課題があるのが現状です。

これまでの学校教育の蓄積を生かし、学びの質を一層高める授業改善の取組を活性化していき、児童生徒が学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるような力を育んでいく必要があります。

## ■主な具体的取組

### (1) 小中連携教育の推進

- ・ 義務教育9年間を見通し、育成したい資質・能力を小中学校で明確にしたうえで共有し、学びの連続性や系統性、汎用的読解力の育成を重視することにより、発達段階に応じた切れ目のない教育を推進します。

### (2) 「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善

- ・ 学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童生徒一人ひとりの学びの状況に応じた、個別最適な支援に努めるとともに、仲間と協働して課題解決に取り組む「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善を推進します。

### (3) 一人ひとりの主体的な学びを促す支援の充実

- ・ 各種資格検定（英検、漢検、数検等）受検料補助により、基礎学力向上を図るとともに、目標をもって主体的に学ぶ児童生徒を支援し、さらに上級の試験に挑戦する意欲を高めます。

## 2-2 安全・安心で信頼される学校づくりの推進

## ■現状と課題

学習指導要領総則において、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことに努めることが示されております。

本市においては、令和6年度まで全小中学校において学校運営協議会が設置されることになり、学校と家庭・地域がより一層連携を図りながら、次代を担う人づくりに取り組んでいます。また、児童生徒の実態を把握するため、Q-U(学級集団アセスメント調査)を実施し、親和的な学級集団づくりを基盤とした学力向

上施策にも取り組んでいます。「学校での生活に満足している」と回答している児童生徒の割合が若干減少傾向にあるのが現状です。

探求的・協働的に学び続け、確かな学力を身に付ける児童生徒の育成のため、9年間の子どもの育ちを見据えた小中連携を大切にし、魅力ある学校づくりの推進を図っていく必要があります。

## ■主な具体的取組

### (1) 学校運営協議会と連携した特色ある学校づくりの推進

- ・ 教育方針・活動状況・成果・課題を、家庭・地域と共有し、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用し、「社会に開かれた教育課程・地域とともにある学校」づくりを推進します。

### (2) 親和的な学級づくりの推進

- ・ Q-U(学級集団アセスメント調査)の分析・活用を生かした個に応じたきめ細かな学習指導と親和的な学級集団づくりにより、自己存在感や自己有用感を味わえるようにするとともに、互いを尊重し合う人間関係づくりに努めます。

### (3) 危険予測・回避能力の育成

- ・ 関係諸機関と連携しながら校内外における安全教育（生活・交通・災害安全）及び情報モラル教育を推進し、自らの命を守るための危険予測・回避能力を育成します。

### (4) 教員の働き方改革の推進

- ・ 教職員が子どもと向き合える時間を十分に確保できるよう、総合的な働き方改革を進めるなど、持続可能な社会に対応できるよう教職員の業務改善や人的支援の拡充を進めます。

## 2-3 グローバル社会における人材育成

### ■現状と課題

グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっています。学習指導要領外国語編では、この課題を踏まえ、外国語活動を通じて育成を目指す資質・能力

全体を貫く軸として、特に、他者とのコミュニケーションの基盤を形成する観点を重視しています。

本市の全国学力・学習状況調査の結果は、全国平均を下回り、英語の授業が好きと回答する割合も下回っているのが現状です。

このことから、各学校段階における学習指導要領が示す目標や基本的な考え方を十分に理解し、小中学校の接続を踏まえた、系統性のある英語教育の充実を図る必要があります。さらに、英語を使って主体的に発信・交流できるコミュニケーション能力の育成やE S D（持続可能な開発のための教育）の推進など、国際的に活躍できる人材を育成していくことも考えられます。

## ■主な具体的取組

### （１）小中学校における英語教育の推進

- ・ 生きた英語に触れる機会を充実させるためにALTを有効に活用するとともに、小中接続の視点から、CAN-DOリストの更新と活用を図り、言語活動を核にした授業を通して資質・能力の育成を図ります。

### （２）英語によるコミュニケーション機会の創出

- ・ 外国の言語や文化について体験的に理解を深め、英語を使って主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、英語を使って自分の考えや自国の文化や特徴を伝えることのできる能力を育成するため、英語によるコミュニケーション機会を創出します。

### （３）E S D（持続可能な開発のための教育）の推進

- ・ 持続可能な開発のための目標（SDGs）の実現に向けて、地球規模課題の諸課題を自ら関わる問題として主体的にとらえ、その解決に向けて自分で考え、行動する力の育成を目指します。

## 2-4 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進

## ■現状と課題

共生社会を目指すことは、国や県として重要な課題であり、本市においても、共生社会を目指すため、インクルーシブ教育システム構築が喫緊の課題と捉えています。

これまで、学校に不安を抱える不登校児童生徒の居場所づくりや、学校への登

校再開に向けた相談等を通して、児童生徒の将来の社会的な自立を促すことを目的として、適応指導教室（すこやか教室）を開設してきました。また、教育相談所を設置し、就学前からの多様な教育相談の実施や、教職員の特別支援教育に係る資質向上のために、研修会を開催してきました。

さらに、所属学級とは別の学習環境の中で「社会的自立」を目指すことを目的として、学級数の多い中学校に、別室教室を設置してきました。

しかし、児童生徒が抱える、教育的ニーズは多様化しており、不登校児童生徒の出現率は、年々増加傾向にあります。特に、中学校での不登校生徒の出現率の増加は深刻な課題であり、学びの場の保障や支援体制の構築がこれまで以上に求められています。

## ■主な具体的取組

### （１）インクルーシブ教育システムの推進

- ・ すべての児童生徒がそれぞれの能力や特性に応じた教育を受けられるようにするとともに、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の実現に向けた基礎となる教育活動を目指します。

### （２）不登校児童生徒の学びの場や機会の保障

- ・ 人権意識や多様性が確保された学校環境を創ることにより、不登校を未然に防ぐ学校づくりを進めるとともに、不登校児童生徒の学校内外の居場所や学びの機会の保障、保護者への支援などにより、児童生徒の社会的自立に向けた指導・支援の充実を図ります。

### （３）教育相談支援体制の強化

- ・ 教育相談や就学相談を通して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、早期から関係機関等との連携を推進するとともに、切れ目ないきめ細かな指導・支援体制の整備と教職員の研修の充実を図ります。

## 基本方針 3 時代に対応した教育環境を整備します

### 3-1 教育・校務DXの推進

## ■現状と課題

令和2年度、GIGAスクール構想の実現に向け、児童生徒及び教員への1人

1台のタブレット端末、校内無線LANネットワーク及び校務支援システム等を整備しました。また、インターネット環境のない家庭に対し、Wi-Fiルータの無償貸与制度の開始し、令和4年度までには普通教室へ電子黒板を1台ずつ整備しました。

教育のDXは、教育データを収集・分析のほか、個別最適化された学習や教員の校務負担軽減も目的の1つですが、デジタル機器の管理やソフトウェアの更新、セキュリティ対策など教員のICTに対する知識・経験等ばらつきがあり、効果的なDX推進がかなっていないのが現状です。

また、1人1台端末、その他ICT機器や各種システム更新も必要であり、国・県の動向を注視し、財源確保も含めた更新等の検討を行う必要があります。

## ■主な具体的取組

### (1) 学校のICT環境の充実とシステムの最適化

- ・ 校務系、学習系システム双方において、クラウドサービスの活用を前提としたネットワーク構成への移行による学校のシステム全体の最適化を進めていきます。
- ・ GIGAスクール構想の1人1台端末及び関連機器について、学習の必須ツールとして、更新を着実に進めていきます。

### (2) ICTを活用した教員の指導力の向上と学校サポートの充実

- ・ ICT機器（1人1台端末、電子黒板）を有効に活用し、発達段階や教科等の特性に応じた効果的な指導法の研究・実践操作の習得や授業改善、機器の設置準備等を円滑に進めるため、ICT支援員を配置しサポート体制の充実に努めます。

### (3) 校務におけるICT活用の推進

- ・ 校務の情報化、効率的な校務処理を推進し、教育活動の質の改善、教員のゆとり確保などに取り組みます。

### (4) 教育情報セキュリティ・情報モラルの確立

- ・ ネットワークから有益な情報が得られる反面、様々な危険を避ける知識と技能を身に付けさせるとともに、情報社会やネットワークの特性を理解し、自分自身で的確な判断ができる力を育成します。

## 3-2 教育環境の整備

### ■現状と課題

本市の小中学校7校中6校は建築後30年以上を経過し、そのうち中学校3校は50年以上が経過しており、令和3年度に学校施設長寿命化計画を策定し、主に環境改善のためのトイレ洋式化やLED化計画を中心に進めてまいりましたが、近年の猛暑による電気設備改修を伴うエアコンの追加設置や各設備等の経年劣化対策や防犯対策が急務となっています。

また、学校給食センターも、まもなく稼働から20年を迎え、設備等の老朽化のほか、令和6年度でPFI事業及び調理等業務の民間委託事業の契約が終了することから、令和7年度以降の最適な管理運営の方法について検討し、安全で安心な給食提供を維持する必要があります。

### ■主な具体的取組

#### (1) 学校長寿命化計画の見直し改訂

- ・ 令和2年度策定の上山市学校施設長寿命化計画について、社会情勢の変化や事業の進捗状況に対応するため、5年毎を目安とした見直しを行っていきます。

#### (2) 教育効果を高める環境改善工事の継続

- ・ 学びを支える安全かつ安心な教育環境の実現のため、学校施設の環境整備を図ります。

#### (3) 安全、防犯対策の実施

- ・ 不審者の学校侵入を防止するため、来校者管理のための防犯カメラ・オートロックシステム、非常通報装置等の防犯整備を推進します。

#### (4) 安全安心な学校給食提供のための学校給食センターの運営

- ・ 安全でおいしい学校給食の提供のため、施設や設備の適切な維持管理のための計画的な修繕、更新等を行い、民間専門業者と連携し、衛生管理と調理の向上及び効率的な運用を図っていきます。

### 3-3 学校規模適正化の推進

#### ■現状と課題

平成21年策定の上山市立小・中学校統廃合実施計画（案）に沿って学校の統廃合の検討を進めた結果、複数の小学校で発生していた複式学級は解消されています。同計画（案）では、複式学級が発生していた小学校への対応を中心に方向性を示し、南中・宮川中学校区内の小学校の統廃合が進みました。

しかし現状では、当時より児童生徒数の減少が想定以上に進んでいることで、学校の小規模化、複式学級化など、子どもたちの学習環境に必ずしも適切とはいえない状況が生じつつあります。

子どもたちにとって、より良い教育環境を確保するため、統廃合や複式学級の解消など、小中学校の規模適正化について新たに見直す必要があります。

#### ■主な具体的取組

##### （1）小中学校の規模及び配置の適正化についての検討

- ・ 児童生徒の将来人口、学習環境の充実、教育の機会均等の視点等から、新たに検討委員会設置による小中学校の規模及び配置の適正化についての基本方針策定を進めます。

##### （2）教育環境の施設整備に関わる調査研究

- ・ 「機能性」「安全性」「情報性」「環境性」「効率性」など、学校施設全体を学びの場として創造する学校施設の調査研究を進めます。

## 基本方針4 ふるさとに誇りをもち、元気な地域づくりを推進します

### 4-1 地域の特色を生かした教育活動の充実

#### ■現状と課題

本市には、ふるさとの歴史を今に伝える貴重な歴史文化遺産が数多く現存し、豊かな自然や文化など地域特性を活かした多様なふるさと学習として、地域での活動や地域について学んできました。

また、短歌教育として、各学年の発達段階に応じて、日常的に短歌を作ったり、講師を招聘してよりよい短歌の作り方、郷土の生んだ歌人斎藤茂吉について学ん

だりすることで、9年間継続的な学習を行い、「斎藤茂吉ジュニア短歌コンクール」や「やましん紙上歌会」などでの入賞などのほか、かみのやま教育の日記念式典において、発表や紹介等しています。認識・実感した上山のよさの発信の仕方を工夫することで、小中学生ができる地域貢献につながると捉えています。

## ■主な具体的取組

### (1) 郷土愛を育むふるさと学習の推進

- ・ 豊かな歴史(歴史上の人物等)・伝統・文化(財)・自然(クアオルト)・産業を実感できる体験活動や探究活動を通して、地域での活動や地域について学ぶ機会をつくることにより、上山のよさを認識・実感させ発信できるようにします。

### (2) 短歌教育の推進

- ・ 郷土の生んだ歌人斎藤茂吉についての学習や、短歌学習を推進することにより、豊かな感性を培って、ふるさとを愛し、誇れる子どもの育成に努めます。  
また、その他の郷土の偉人についても学びを広げ、深める機会を設けます。

### (3) 児童生徒主体の特色ある学校づくりの推進

- ・ 「かみのやま子ども宣言」の意識化・具現化を図るため、各学校の代表児童生徒を構成メンバーとする「かみのやま子ども会議」を定期的で開催します。また、上山市の一員としてできることを、各学校の児童会や生徒会の取組と連動させながら、児童生徒が主体となって実践できるように支援します。

## 4-2 学校を核とした地域づくりの推進

### ■現状と課題

地域学校協働活動推進員をすべての小学校に配置し、地域学校協働本部を立ち上げ、コミュニティスクール(CS)との一体的に学校と地域がパートナーとなり、地域の高齢者、成人、学生、保護者、NPO、PTA、民間企業、団体・機関等、幅広い地域住民の参画により、社会全体で未来を担う子どもたちを支える運用を始めました。

令和6年度、すべての中学校に地域学校協働活動推進員を配置するに当たり、小学校との兼務となるため、推進の在り方について検討する必要があります。



## ■主な具体的取組

### (1) CSと一体となった地域学校協働活動の推進

- ・ 全ての中学校学区に地域学校協働活動推進員を配置し、地域と学校が連携・協働し、幅広い層の地域住民及び保護者、団体等の参画を得ながら、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、魅力ある地域づくりを目指す地域学校協働活動を推進します。

## 4-3 生涯学習環境の整備

## ■現状と課題

誰もが生涯にわたり充実した豊かな時間を過ごせるよう、地区公民館では各種講座や講演会など多様な学習の機会を提供しています。

社会のニーズが多様化するなか、ライフステージに応じて生涯学習の環境を整え、本市の豊かな地域資源を活かした多様な活動を通して、ふるさとに誇りと愛着が持てるまちづくりが求められています。

## ■主な具体的取組

### (1) 地域の活力を生む生涯学習推進活動の推進

- ・ 地区公民館では、住民の学習ニーズや地域の抱える課題を的確に捉え、人・自然・歴史・文化等の地域特性を活かした生涯学習を展開し、幅広い年代に多様な学習の機会を提供します。
- ・ 住民が安心して快適に利用できる生涯学習環境の充実を図るため、地区公民館や公民館類似施設を整備・支援し、利用者の利便性の向上を図ります。
- ・ 市立図書館では、生涯学習の拠点施設として、地域関連講座や企画展等を開催し、学びの機会を提供するとともに、図書館来館のきっかけづくりを行い、生涯学習を推進します。

### (2) 多様な体験を通じた人材の育成

- ・ 人・自然・歴史・文化など、ふるさとの地域特性を活かし、生涯学習の魅力を感じ取る機会を拡充することを通して、これからの地域のコミュニティを担う人材を育成し、心の豊かさを育みます。
- ・ 子ども達が読書を通して感性を磨き、豊かな想像力や思いやりの心をは

ぐくみ、人間性を養うことができるよう、読書に親しむ機会の提供と環境の整備充実を図ることで子どもの読書活動を推進します。

#### 4-4 家庭教育と地域教育の充実

##### ■現状と課題

次代を担う子どもたちの心豊かな人間性を形成するため、学校・家庭・地域等多様な主体と連携し、子育てに関する学びの場を提供しています。

放課後子ども教室等で地域の人材や資源を活用したプログラム等を提供することを通して、家庭や地域の教育力向上が求められています。

##### ■主な具体的取組

###### (1) 学校・家庭・地域との連携による心豊かな子供の育成

- ・ 次代を担う子どもたちの人間性を育むため、学校・家庭・地域等多様な主体と連携を図りながら家庭教育の支援に取り組むほか、放課後子ども教室等では豊かな人材や地域の資源を活用し子どもたちの学びの場を地域に広げることを通して、心豊かな子どもの育成に努めます。

### 基本方針5 地域に潤いと活力を与える芸術文化とスポーツを推進します

#### 5-1 文化財愛護による地域づくり

##### ■現状と課題

本市は、城下町・宿場町・温泉町として長く歴史を刻み、往時の面影を今に伝える歴史文化遺産が多く現存し、文化財に指定された茅葺屋根の歴史的建造物については、本市が県内最多の棟数を所有しています。

この茅葺文化を地域で守るため、檜下宿（国史跡）では、耕作放棄地を茅場に再生する「かみのやま草屋根プロジェクト」が住民主導で展開されています。

また、金山越（国史跡）では、市民参加による保全活動が定期開催されています。

歴史文化遺産の適正な保存・活用を図るため、今後は参加型の市民活動の拡充や、団体間の更なる連携・ネットワーク化が求められています。

## ■主な具体的取組

### (1) 歴史的な文化財の適正な保存・管理

- ・ ふるさとの伝統や文化を尊重するとともに、市民参加型の保全活動等を継続開催することを通して、文化財の適正な保存や活用を図るとともに、文化財に携わるコミュニティの育成や文化財関連情報の効果的な発信を通して文化財愛護の意識の醸成に努めます。

### (2) 地域と連携した文化財の利活用の推進

- ・ 教育機関や文化芸術団体等と連携を図りながら、教育活動や文化活動の拠点として文化財を積極的に活用することで、地域資源に磨きをかけ、ふるさと理解の推進に努めます。

## 5-2 文化芸術の環境づくり

## ■現状と課題

斎藤茂吉のふるさととして、ジュニア短歌コンクールなど茂吉縁の様々な事業が行われているほか、市内学校では、短歌学習が進められています。

さらに、豊かな人間性を育む文化芸術に携わる団体が日頃の活動の成果を披露する総合文化祭が半世紀以上の長きにわたり開催されています。

多様な活動団体と連携を図りながら自主的な文化芸術活動をより一層支援することを通して、文化芸術の薫り高いまちづくりを推進する必要があります。

## ■具体的取り組み

### (1) 文化芸術団体の育成と活動の支援

- ・ 文化芸術団体が取組み自主的な活動と団体の育成を支援するとともに、文化団体協議会をはじめとする関係団体と連携し、文化芸術の振興を図ります。

### (2) 斎藤茂吉のふるさとづくり

- ・ 斎藤茂吉のふるさととして、関係団体と連携を図りながら茂吉に縁のある多様な催事の開催を支援し、地域に根差した文化の振興を図ります。

### 5-3 生涯にわたるスポーツ活動の推進

#### ■現状と課題

市民のスポーツへの関わり方は、スポーツを「する」だけでなく、「観る」「支える」などそれぞれ多様な関わり方があります。今後も継続してライフスタイルや価値観の多様化に応じたスポーツの機会を提供し、市民一人ひとりがスポーツに親しめる機会や環境の充実を図っていくことが求められています。

#### ■主な具体的取組

##### (1) 誰もがスポーツに親しむ機会の創出

- ・ 市民一人ひとりが、生涯を通じて「する」「観る」「支える」スポーツや健康づくりに親しむことができる機会を提供します。

##### (2) 子どものスポーツ活動の推進

- ・ 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団および学校等の地域社会全体が連携・協働し、児童・生徒の体力向上とスポーツの楽しさや喜びを体験できるスポーツ環境の充実を図ります。また、競技力向上をめざすジュニア選手の育成・強化を支援します。

##### (3) スポーツ施設の環境整備

- ・ 市民の誰もが幅広くスポーツ活動を行うことができるよう、公共スポーツ施設等の整備・改修および適正な管理運営に努めます。

### 5-4 競技力向上に向けたスポーツ環境の整備

#### ■現状と課題

少子化の影響、新型コロナウイルス感染症拡大による活動制限、部活動の地域移行など、子ども達の運動する環境がここ数年で大きく変化しました。

子ども達の体力・競技力向上を図るためには、市、学校、市スポーツ協会、スポーツ団体等関係機関が連携していくとともに、スポーツ環境の整備を図ることが求められています。

#### ■主な具体的取組

##### (1) トップアスリートの発掘・育成と強化支援

- ・ 学校、市スポーツ協会、スポーツ団体と連携し、蔵王坊平アスリートヴィレッジ等市内スポーツ施設を拠点として、ジュニア期からトップレベルに至る体系的かつ戦略的な支援を強化します。

## (2) スポーツ指導者の養成・活用

- ・ スポーツ指導者の研修会、講習会等の実施により指導者の養成、資質向上を図るとともに、資格を有するスポーツ指導者の有効活用を図ります。

## 5-5 スポーツを通じた地域活性化の推進

### ■現状と課題

蔵王坊平アスリートヴィレッジの活用などスポーツ交流等を通じた地域活性化に取り組んできました。

蔵王坊平クロスカントリー等様々なスポーツの取組を引き続き実施し、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図っていくことが求められています。

### ■主な具体的取組

#### (1) スポーツを通じた交流の促進

- ・ 市民がスポーツを通して交流を深め、相互に連携を図り活動することは、地域に一体感を生み出します。また、各種大会やスポーツイベント等の開催を通して交流人口の拡大を図ります。さらに、合宿、スポーツイベントで訪れるトップアスリートとの交流の機会を設け、選手のレベルアップにつなげるなど地域スポーツの振興を図ります。

#### (2) 蔵王坊平アスリートヴィレッジ整備構想の推進

- ・ 施設の利用促進を図り、アスリートの育成とスポーツを通じた地域経済活性化への貢献を目指すとともに、2020東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿受入のノウハウを基に、2025世界陸上東京大会などでの海外からの事前合宿受入れを積極的に取り組み、国際的にも利用してもらえる施設を目指します。

## 資 料 編

### ■上山市教育振興基本計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3及び教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、本市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な教育振興のための施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるにあたり、広く有識者等から意見を聴取し、総合的かつ効果的に検討するため、上山市教育振興基本計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 基本計画の原案の策定及び変更に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名程度で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小・中学校校長会長
- (3) 小中高生保護者代表
- (4) 社会教育委員
- (5) 文化団体協議会代表
- (6) スポーツ協会代表
- (7) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画案が策定完了されるまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会を円滑に進めるため、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて教育長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会管理課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

■上山市教育振興基本計画策定検討委員会名簿

(順不同・敬称略)

氏 名	団体・機関・役職名	備考
森田 智幸	山形大学大学院教育実践研究科 准教授	委員長
佐藤 法子	前上山市小・中校長会 会長	
小関 英嗣	上山市小学校長会 会長	
武田 直也	上山市中学校長会 会長	
三條 義昭	上山市社会教育委員	副委員長
高橋 由美	小中高生経験保護者	
山川 庸久	上山市文化団体協議会 会長	
小川 久義	上山市スポーツ協会 会長	
土澤 潮	デザイン事務所ページ 代表	
萩生田 充知子	まなVIVAかえる家 代表	

■上山市教育振興基本計画策定検討委員会開催状況

<p>第1回</p>	<p>日時：令和5年10月3日（火） 午後3時30分</p> <p>場所：上山市役所2階「大会議室」</p> <p>委嘱状交付 委員長・副委員長互選</p> <p>（1）上山市教育振興基本計画策定方針及び策定スケジュールについて</p> <p>（2）上山市教育委員会所管事項に関わる現状と課題について</p> <p>資料1 上山市教育振興基本計画策定検討委員会設置要綱</p> <p>資料2 上山市教育振興基本計画策定方針の概要</p> <p>資料3 上山市教育委員会所管事項に係る現状と課題</p> <p>資料4 第2期上山市教育等の振興に関する大綱・評価シート</p> <p>資料5 第7次上山市振興計画後期基本計画（教育関連抜粋）・成果説明書</p> <p>参考資料1 第4期国教育振興基本計画（概要）</p> <p>参考資料2 第6次山形県教育振興計画後期計画（概要）</p>
<p>第2回</p>	<p>日時：令和5年11月24日（金）午後6時30分</p> <p>場所：上山市役所2階「大会議室」</p> <p>（1）計画書構成について</p> <p>（2）基本理念・基本方針について</p> <p>（3）計画の体系について</p> <p>資料1 上山市教育振興基本計画構成案</p> <p>資料2 上山市教育振興基本計画の概要</p> <p>資料3 基本理念と基本方針案</p>
<p>第3回</p>	<p>日時：令和5年12月26日（火）午後6時30分</p> <p>場所：上山市役所2階「大会議室」</p> <p>（1）上山市教育振興基本計画素案について</p> <p>資料1 上山市教育振興基本計画（案）</p> <p>資料2 計画の体系図</p>
<p>第4回</p>	<p>日時：令和6年2月27日（火）午後6時30分</p> <p>場所：上山市役所2階「大会議室」</p> <p>（1）パブリックコメントの内容について</p> <p>（2）上山市教育振興基本計画案について</p> <p>資料1 パブリックコメントの結果</p> <p>資料2 上山市教育振興基本計画（案）</p>



## ■ 第4期教育振興基本計画（令和5年閣議決定）【概要版一部抜粋】

### 新たな教育振興基本計画【概要】（令和5年度～9年度）

#### 我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

- 教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）
- ▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み【社会の現状や変化】
  - ・新型コロナウイルス感染症の拡大 ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化 ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性） ・少子化・人口減少や高齢化
  - ・グローバル化・地球規模課題 ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素） ・共生社会・社会的包摂 ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング） ・18歳成年・子ども基本法等

#### 第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化等

#### 第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞 ・不登校・いじめ重大事感等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足 ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷 ・博士課程進学率の低下

#### 次期計画のコンセプト

#### 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らから社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

#### 今後の教育政策に関する基本的な方針

- ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
  - ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
  - ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
  - ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
  - ・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
  - ・リカレント教育を通じた高度人材育成

#### ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す 共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
  - ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進
  - ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上
- 人生100年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者

#### ④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

- GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

- DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値(DX)）において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進

#### ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

- 学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保

- NPO・企業等多様な担い手との連携、協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

#### 日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協働的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

#### ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じて自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

- デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

- 各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等



## ■平成 29 年告示「学習指導要領」改定のポイント



## ■GIGAスクール構想の概要

### 「1人1台端末・高速通信環境」がもたらす学びの変容イメージ

**GIGAスクール構想**

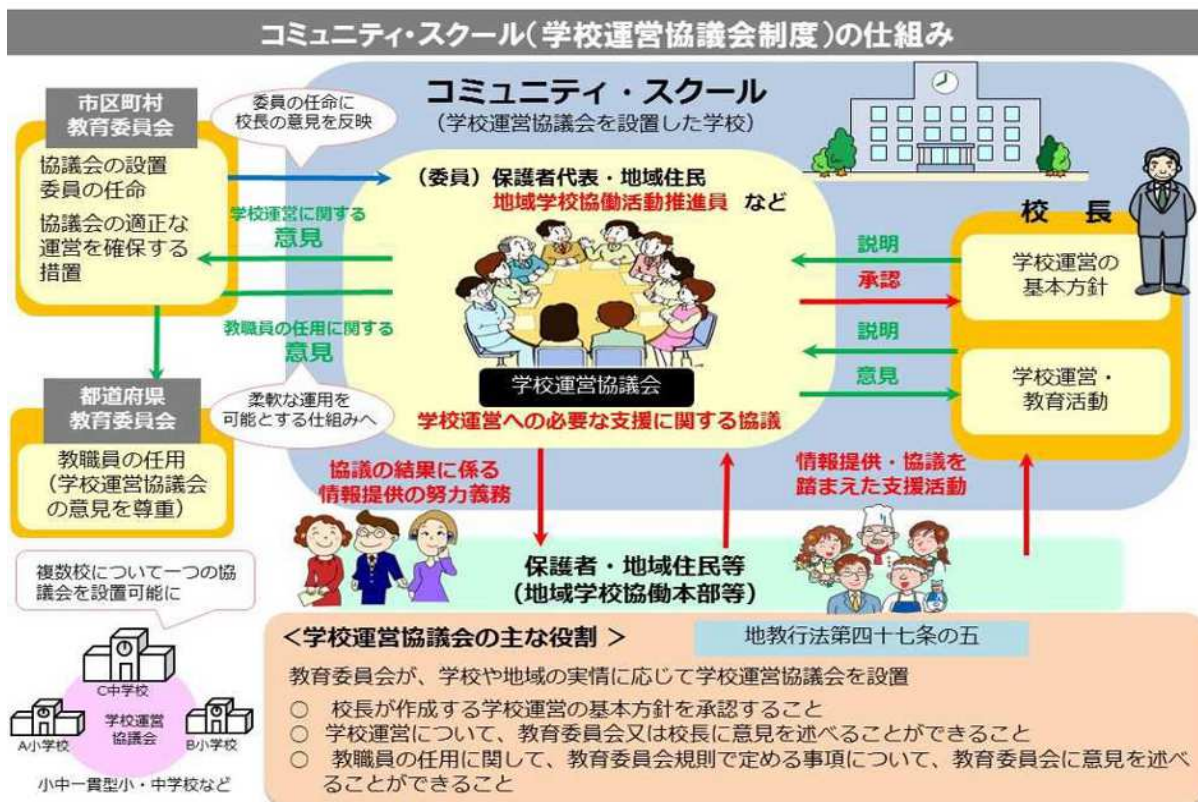
- ✓ 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、**多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する**
- ✓ これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、**教師・児童生徒の力を最大限に引き出す**



#### 「1人1台端末」の活用によって充実する学習の例

- ☑ **調べ学習** 課題や目的に応じて、インターネット等を用い、記事や動画等の様々な情報を主体的に収集・整理・分析
- ☑ **表現・制作** 推敲しながらの長文の作成や、写真・音声・動画等を用いた多様な資料・作品の制作
- ☑ **遠隔教育** 大学・海外・専門家との連携、過疎地・離島の子供たちが多様な考えに触れる機会、入院中の子供と教室をつないだ学び
- ☑ **情報モラル教育** 実際に真贋様々な情報を活用する各場面（収集・発信など）における学習

## ■コミュニティ・スクールの概要



## ■不登校の現状

\* 病気以外で年間30日以上欠席した児童生徒

・ 数値 = 児童生徒1000人当たりの人数

		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
小学校	上山市(小)	↓	↓	↓	↓	↑	↓	↓	対全国比
	山形県(小)	3.6	4.0	4.7	5.3	6.7	8.6	14.0	
	全国(小)	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0	
中学校	上山市(中)	↓	↑	↑	↓	↑	↓	↑	対全国比
	山形県(中)	24.5	26.9	30.1	31.2	31.9	41.1	51.9	
	全国(中)	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0	59.8	

## ■本市に住所を有する高校生卒業後の進路状況

\* 出所: 令和4年度山形県学校基本調査より

	卒業者数 (人)	大学等 進学(人)	専修学校等 進学(人)	就職(人) (自営含 む)	左記以外 (人)	大学等 進学率(%)	就職率(%)
全国						59.5	14.7
山形県	8,998	4,450	1,726	2,272	139	49.5	25.2
上山市	245	133	59	48	5	54.3	19.6
村山地域	4,364	2,386	853	981	66	51.6	22.5
最上地域	639	240	150	172	6	41.3	26.8
置賜地域	1,688	748	308	450	29	47.3	26.7
庄内地域	2,131	1,076	415	653	34	46.8	30.6

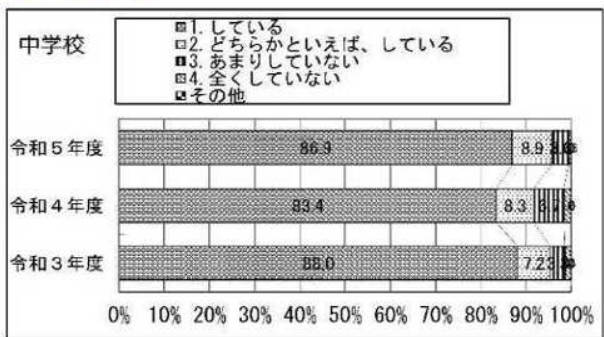
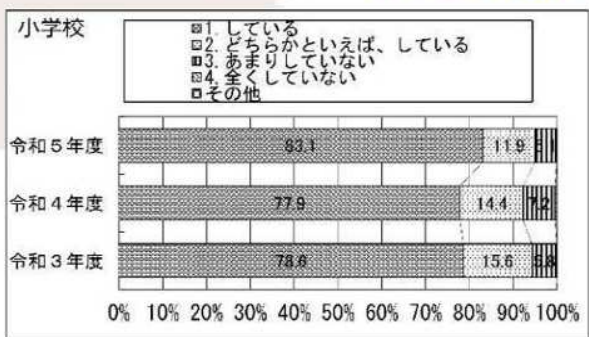
○調査内容は、令和4年5月1日現在の状況。  
ただし、卒業後の状況は令和4年3月卒業者の状況を調査。



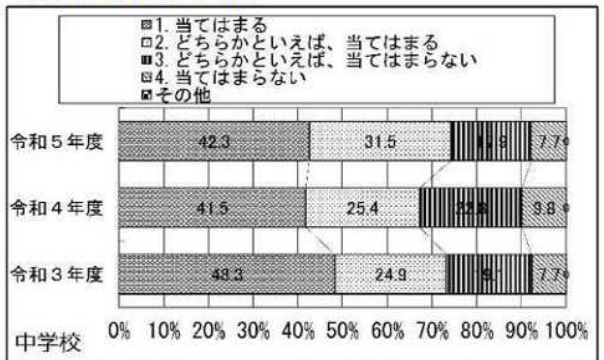
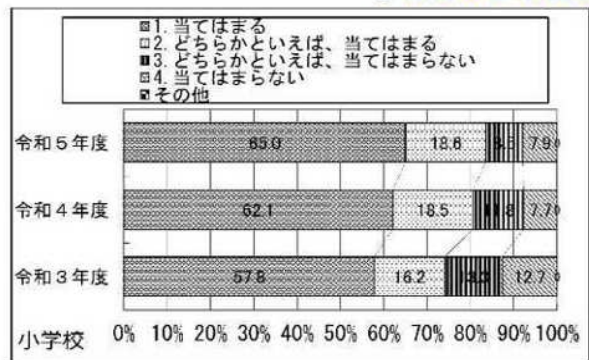
■全国学力・学習状況調査より本市の小中学生の状況（令和3～5年度）

- ①「朝食を毎日食べていますか。」
- ②「将来の夢や目標を持っていますか。」
- ③「学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、一日当たりどれくらいの時間、勉強しますか。」
- ④「土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか。」
- ⑤「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか。」
- ⑥「新聞を読んでいますか」
- ⑦「今住んでいる地域の行事に参加していますか。」
- ⑧「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか。」
- ⑨「国語の勉強は好きですか。」
- ⑩「国語の授業の内容はよくわかりますか。」
- ⑪「算数(数学)の勉強は好きですか。」
- ⑫「算数(数学)の授業の内容はよくわかりますか。」
- ⑬「英語の勉強は好きですか。」
- ⑭「英語の授業の内容はよくわかりますか。」

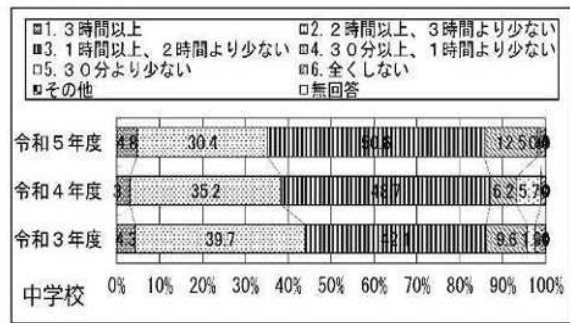
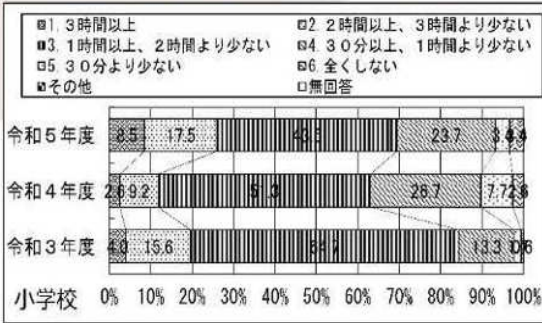
①朝食を毎日食べていますか。



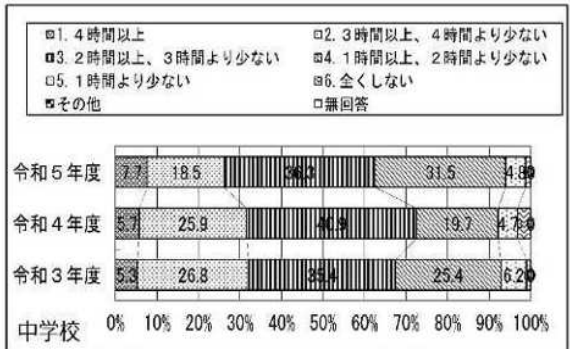
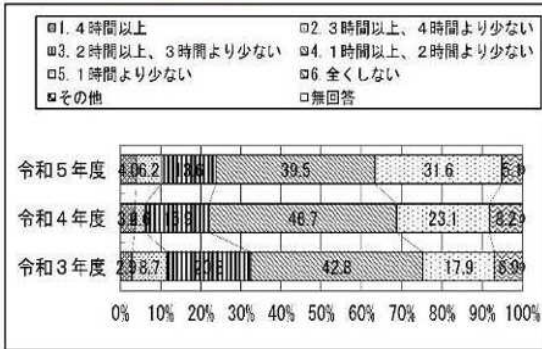
②将来の夢や目標を持っていますか。



③ 学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、一日当たりどれくらいの時間、勉強しますか。  
（学習塾、家庭教師、インターネット活用の学びの時間を含む）

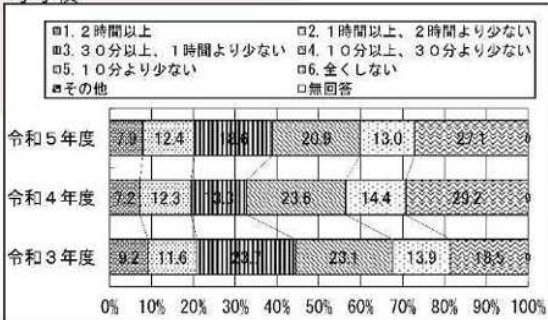


④ 土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか。  
（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む）

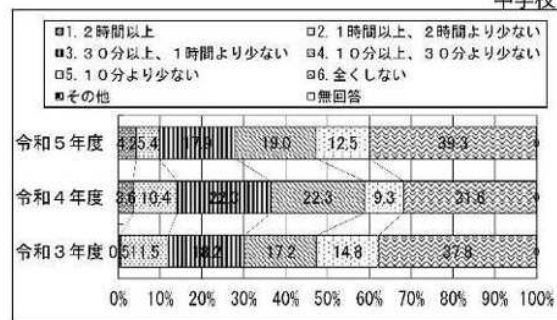


⑤ 学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書  
をしますか（電子書籍の読書も含む。教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）

小学校

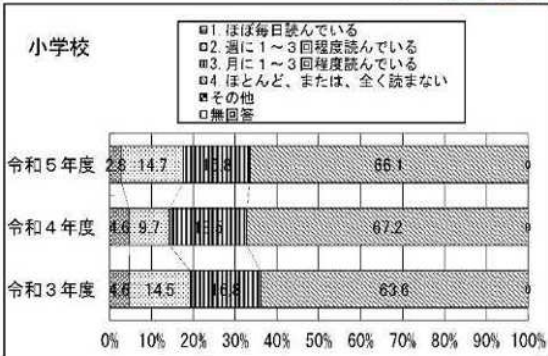


中学校

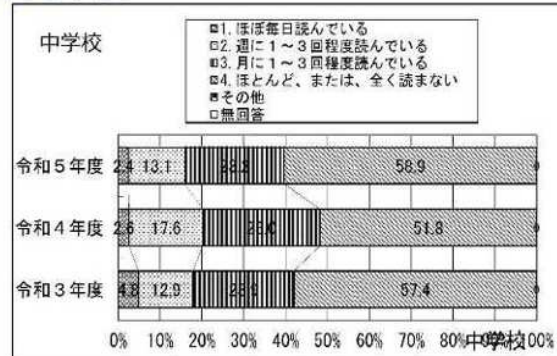


⑥ 新聞を読んでいますか。

小学校

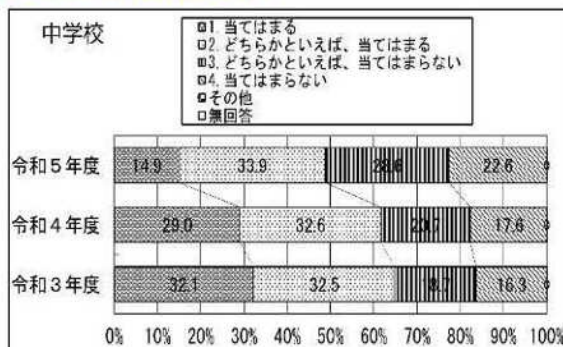
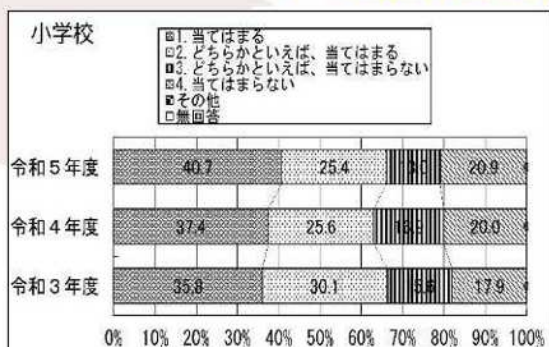


中学校

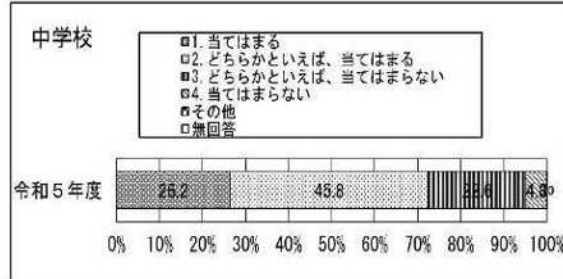
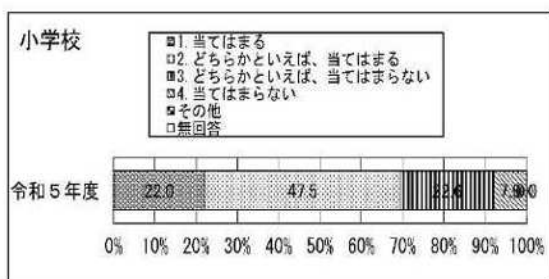




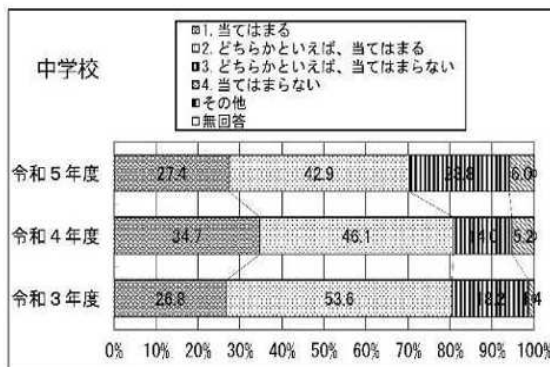
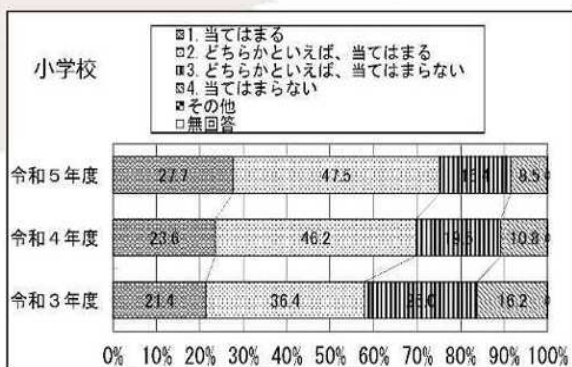
⑦ 今住んでいる地域の行事に参加していますか。



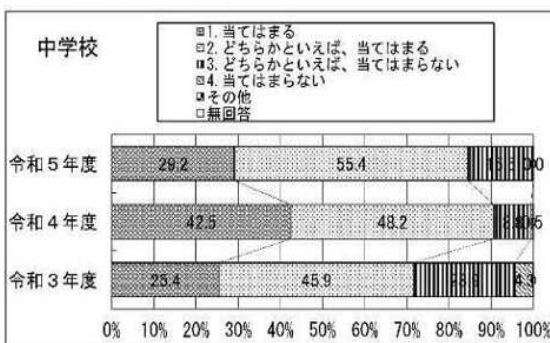
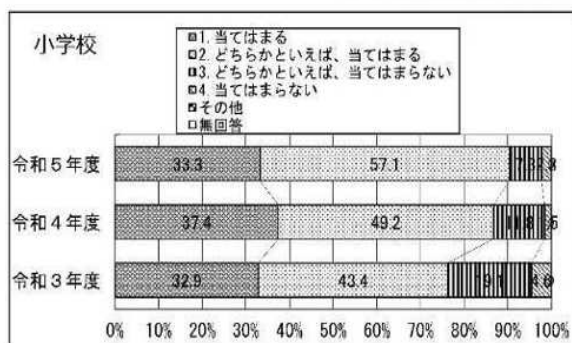
⑧ 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか。



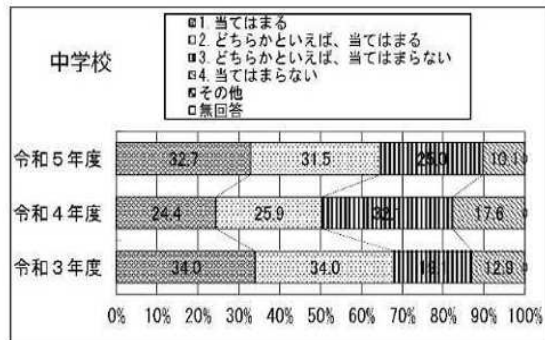
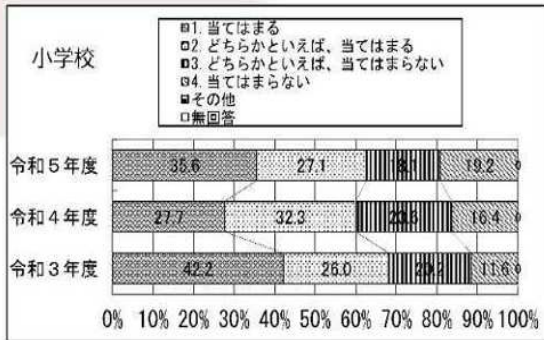
⑨ 国語の勉強は好きですか。



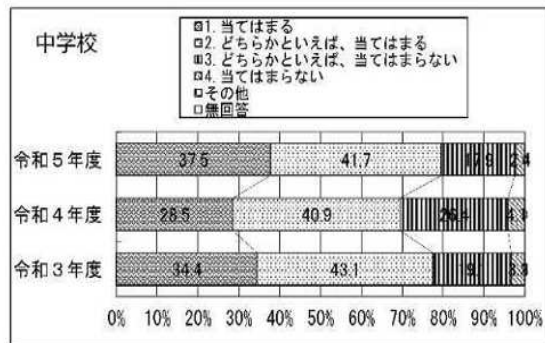
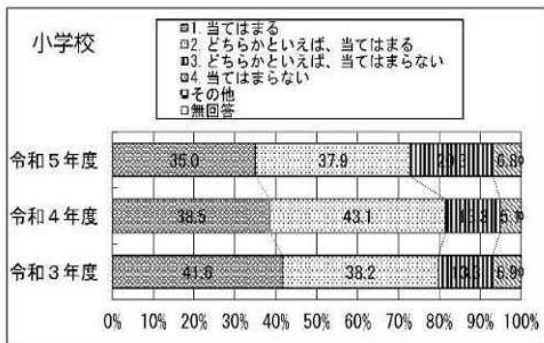
⑩ 国語の授業の内容はよくわかりますか。



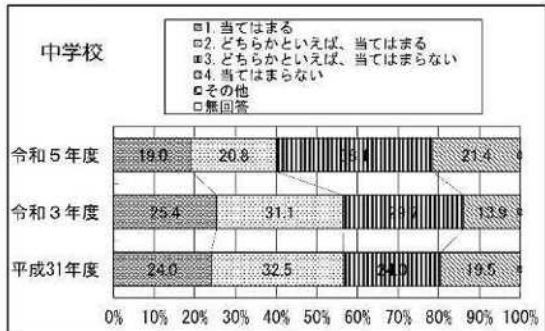
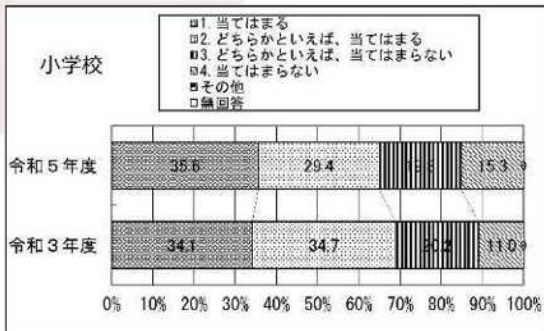
⑪ 算数（数学）の勉強は好きですか。



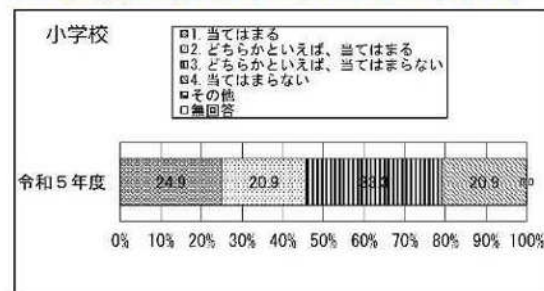
⑫ 算数（数学）の授業の内容はよくわかりますか。



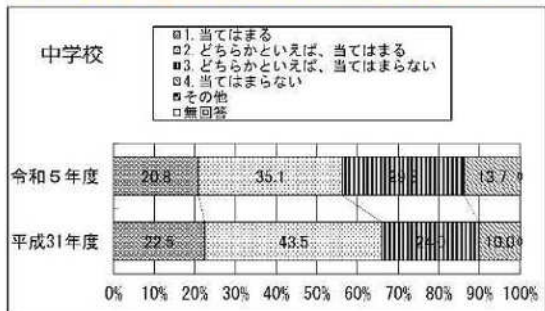
⑬ 英語の勉強は好きですか。



⑭ 将来、積極的に英語を使うような生活をしたたり職業に就いたりしたいと思いますか。



⑮ 英語の授業の内容はよくわかりますか。





■他地域との交流 ～心豊かな子どもを育む～

青少年交流事業  
**「海の子山の子交歓会」**



姉妹都市である宮城県名取市と上山市の子どもたちが、環境の異なる海や山での野外活動や体験学習を通して交流を深め友情を育むとともに、自ら積極的に学び行動することを通して健康で心豊かな青少年の健全育成が図られています。

■放課後子ども教室推進事業 ～地域の中で豊かに学ぶ～

放課後子ども教室推進事業  
**「かみのやま寺子屋」・「けやきっず」**





■かみのやま草屋根プロジェクト ～茅葺き文化を地域で伝承する取り組み～



■蔵王坊平アスリートヴィレッジ～スポーツを通じた地域活性化～

### 蔵王坊平アスリートヴィレッジ

スポーツ庁指定 ナショナルトレーニングセンター高地トレーニング強化拠点施設

クロスカントリーコース

蔵王グリーン  
グラウンド

ライザスキー場

宿泊施設  
蔵王ライザウッディロッジ

リカバリー温泉  
高源ゆ

ZAO たいらぐら  
(屋内運動施設)

リカバリー温泉 高源ゆ

ZAO たいらぐら

ジュニア選手から日本代表・海外チームの利用など  
・合宿利用数 年間 約10,000人・施設利用者数 年間約100,000人

アスリートの発掘・育成とスポーツを通じた地域経済活性化へ

■ 市民憲章

市 民 憲 章

一、みんな健康でよくはたらき  
ゆたかなまち  
上山をつくりましょう

一、みんなきまりをよく守り  
住みよいまち  
上山をつくりましょう

一、みんな互いにたすけあい  
しあわせのまち  
上山をつくりましょう

一、みんな教養を身につけ  
平和のまち  
上山をつくりましょう

一、みんな環境をととのえ  
美しいまち  
上山をつくりましょう

■ かみのやま子ども宣言

**かみのやま子ども宣言**



**温かく  
優しい心で支え合おう  
仲間とともに手を取り合って**

**考えて  
わかるまでまた考えて  
「できた!」を増やし自分の力に**

**あいさつは  
心をつなぐメッセージ  
笑顔で元気に自分たちから**

**見直そう  
正しいメディアの使い方  
自分の明るい未来のために**

**自分から  
毎日体動かそう  
運動大好き元気もりもり**

**「やりましょう!」  
わたしたちにもできること  
上山市の一員だから**



## 上山市教育振興基本計画

発行 令和 6 年 3 月

発行者 上山市教育委員会

〒999-3192 上山市河崎一丁目 1 番 10 号

電話 023-672-1111 FAX023-672-3001